

新規就農研修 令和9年度研修生募集要領

令和8年8月20日

日南市農業再生協議会担い手育成部会

1 募集の趣旨

宮崎県の南部に位置する日南市は、温暖多照な気候を生かした野菜や果樹、花きの生産が盛んな地域です。

この重要な産業である農業の持続的な発展のために、日南市農業再生協議会では、日南市内での独立・自営就農又は親元就農に高い意欲を持ち技術や経営を学ぶことを希望する就農希望者を募集し、農業者のほ場での実習や模擬営農、座学等を通して栽培管理や農業経営などの就農に必要な技術や知識を学ぶことができる総合的な研修を行うことにより、今後の日南市の農業・農村を担う新たな担い手として育成します。

2 実施主体

日南市農業再生協議会

協力団体：日南市、宮崎県農業協同組合、宮崎県南那珂農林振興局、
日南市農業委員会

3 募集人員

若干名（応募多数の場合は募集を締め切る場合がある。）

4 募集期間

令和9年1月29日（金）まで

5 研修開始日

4月1日を基本とし、就農希望品目の栽培スケジュールに応じた就農適期や派遣研修先（研修受入農業者）の都合等により変更となる場合がある。

6 応募資格

- ① 日本国籍を有している方
- ② 研修開始日に満18歳以上で就農開始時に原則50歳未満の方
- ③ 当面必要な生活費等の資金を有する方
- ④ 普通自動車第一種免許の資格を有する方
- ⑤ 研修終了後、日南市内で就農する方
- ⑥ 農業経営を開始するための資金が準備できる方
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当せず、また暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方
- ⑧ 新規就農研修実施要領（日南市農業再生協議会担い手育成部会 令和7年4月1日定め）第5の1の研修生の要件を満たすことが確実な方

(参考) 新規就農研修実施要領 第5の1

本研修生は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 日南市内で就農する意欲の高い者で、就農に向けた日南市役所への相談や日南市内での農業体験を行ったことがある者
- (2) 研修期間中の通所や住居等について派遣研修先に迷惑がかからないよう配慮できる者
- (3) 独立自営就農に強い意欲を示す者
- (4) 研修期間中の生活費を確保できる者
- (5) 研修期間中の傷害保険にあらかじめ加入している者
- (6) 就農時に一定以上の自己資金を有するか又は制度資金の融資が受けられる見込のある者
- (7) 県外からの研修希望者については通所可能な住居を確保している者またはその見込のある者
- (8) 派遣研修先が、研修生の親族（三親等以内の者をいう。）ではない者
- (9) 上記(1)～(8)の要件にかかわらず、担い手育成部会が特に必要と認める者

7 研修期間 概ね1年以上2年以内

8 研修作目 スイートピー、かんきつ（研修機関認定後に募集開始）

9 研修内容等 ① 研修内容

1年目：派遣研修先の農場における栽培技術等の研修

2年目：1年目同様の栽培技術等の研修及び模擬営農

※ この他、集合研修会（座学）を行う。

※ 模擬営農は、実践圃場等において、研修生自らの判断で栽培から出荷までを一貫して行う研修。なお、研修作目により模擬営農の内容が異なる。

② 研修場所

1年目：日南市農業再生協議会が指定する派遣研修先の農場及び座学等研修会場

2年目：日南市農業再生協議会が指定する派遣研修先の農場並びにほ場及び座学等研修会場

③ 研修費用

研修の受講料は無料とする。ただし、研修中の飲食費や研修中に必要になる作業着、作業靴、長靴、作業用手袋等の衣料品及び研修場所までの交通費、傷害保険加入費用等は全額研修生の負担とする。

④ 研修期間中の生活費

研修期間中の生活費（住居費を含む）は、研修生が各自で負担すること。

⑤ 研修期間中の住居

研修期間中の住居は、研修生が各自で確保すること。日南市に移住して研修を受ける方は、日南市の移住定住相談窓口が相談に応じます。

⑥ 研修機関の位置づけ

日南市農業再生協議会は、この研修を実施するに当たり、国の新規就農者育成総合対策実施要綱のうち就農準備資金に規定する研修機関として認定を受けている（要件を満たす方は、就農準備資金の交付申請が可能）。

1 0 応募方法

（１）研修の申込を希望する方は、土日祝日を除く午前９時から午後５時に「１７ 問い合わせ先」に電話で連絡をすること。又は「１７ 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに、研修を申し込みたい旨をメールすること。

（２）研修の申込を希望する方は、原則、「１１ 主なスケジュール予定」のインターンシップに参加すること（研修を希望する作目の主要な作業について、既に豊富な経験が認められるなどの事情により日南市農業再生協議会担い手育成部会が認める方については、参加を免除する場合がある）。

インターンシップ終了後に、必要事項を記入した以下の書類を日南市農政課まで提出すること。

日南市農業再生協議会 新規就農研修申込書（様式１）

新規就農研修エントリーシート（様式２）

誓約書（様式３）

1 1 主なスケジュール予定

産地見学会

実施日は、日南市の公式ホームページ等にて公表する。なお、研修作目によって実施日は異なる。

就農相談会

毎月第１金曜日の午後に定例的に実施している（都合により別の日の実施になることがある）。研修の申込を希望される方は、必ず、事前に就農相談をすること。

就農相談の申し込み先

日南市 農政課 農業振興係

（電話番号 ０９８７－３１－１１３２）

インターンシップ 産地見学会後、随時（原則、2泊3日程度の日程とするが、作目によって実施時期や日程が異なる。）
詳しくは、「17 問い合わせ先」に電話又は電子メールで問い合わせること。

面接審査 実施日は、電話または電子メールで通知する。

※ これらの行事の参加に要する旅費、宿泊費等は各自で負担すること。

1 2 インターンシップ

本研修を申し込む前に、日南市農業再生協議会が指定する農場において事前に就農を希望している作目の農作業栽培を体験すること。これにより、研修希望者の適正を判断する。

ただし、研修を希望する作目の主要な作業について、既に豊富な経験が認められるなどの事情により日南市農業再生協議会担い手育成部会が認める方については、参加を免除する場合がある。

なお、インターンシップは、研修申込を決断するための体験学習であるため、無給とする。

1 3 面接・審査

面接・審査を次のとおり行う。

日 時 研修開始時期に応じて、別に定める。

場 所 別に定める。

審査者 日南市農政課、宮崎県農業協同組合はまゆう地区本部農業振興課・営農指導課・融資保全課、日南市農業委員会事務局、宮崎県南那珂農林振興局農政水産企画課・地域支援課・農業経営課、生産者組織等の代表

1 4 審査結果の通知

審査結果は電話または電子メールで通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

1 5 留意事項

（１）研修終了後は、日南市農業再生協議会、日南市、日南市農業委員会、宮崎県農業協同組合はまゆう地区本部、宮崎県南那珂農林振興局等関係団体で支援を行うが、就農はあくまで研修生が主体的に行うものであり、研修生自らの責任において最終決定するものであることを承知のうえで研修を申し込むこと。

（２）研修生は、研修期間中、日南市農業再生協議会担い手育成部会（以下、「協議会」という。）や派遣研修先の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 研修生は、研修期間中に知り得た業務上の機密又は顧客情報等（個人情報を含む）について、ほかに漏洩してはならない。

イ 研修生は、協議会及び派遣研修先の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他の不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。

ウ 研修生は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。

エ 研修生は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。

研修生がアからエまでに違背した場合、協議会の判断により研修を即時中止することができること、また研修の中止に伴う補助金返還等について、協議会及び派遣研修先は一切の責任を負わないことを承知のうえで研修を申し込むこと。

1 6 その他

（１）８の研修作目については、追加や削除をする場合がある。追加又は削除を行った時は、日南市の公式ホームページ等にてお知らせする。

（２）この要領に定めるもののほか、必要な事項については、日南市農業再生協議会担い手育成部会で協議し決定する。

1 7 問い合わせ先

日南市 農政課 農業振興係（電話番号 ０９８７－３１－１１３２）

メールアドレス nogyo@city.nichinan.lg.jp

問い合わせフォーム <https://logoform.jp/form/ExUM/1682102>

※右のＱＲコードより問い合わせも可能。

